個人情報保護法と
土地家屋調査士

これだけは知ってほしい4つのルール

講師　弁護士　小貫陽介

どうして、今、個人情報保護法？

改正個人情報保護法が2015年9月3日成立、2017年5月30日全面施行された。

5000件以下の個人情報を取り扱う小規模事業者も個人情報取扱事業者として義務を課す内容を含む。

⇒そうすると、個人事業主が多い士業も対象に。

対応急務！（土地家屋調査士法第2条・土地家屋調査士倫理規程第4条）

のはず・・・。

でも、個人情報保護法って・・・？

これを意識しながら聴いていただければ幸いです。

①個人情報保護法の概要を知る。

②そのうちで業務で対応すべきことを知る。

③実務に反映させる。

＝「プライバシーポリシー」の策定・公表を！

改正前個人情報保護法の概要

- 「個人情報の保護に関する法律」
  いわゆる個人情報保護法
- 2003年5月成立、2005年4月全面施行。
- あらゆる個人情報が対象。
- 5000件を超える個人情報を取り扱う事業者を広く対象（分野を問わず、非営利も含む）。
- 個人情報取扱事業者の義務を規定。
- 本人は、一定の場合、開示・訂正・利用停止の求めができる。
- 行政機関に事業者に対する指導権限付与。

改正個人情報保護法の概要

- 2015年9月3日成立、2017年5月30日全面施行。
- 5000件以下の個人情報を取り扱う小規模事業者も個人情報取扱事業者として義務を課す。
- 「個人識別符号」「要配慮個人情報」という概念を導入。
- 個人データの第三者提供時の確認・記録義務を新設。
- 「匿名加工情報」を本人同意なく第三者提供可能に。
- グローバル化への対応。
- 開示・訂正・利用停止等の裁判請求権を明示。
- 個人情報保護委員会に指導監督権限を集中。

個人情報保護法改正の背景

- 1　蓄積されたビッグデータ等の利活用
  個人情報として取り扱うべき範囲に曖昧な部分があることが認識される。
  例：JR東日本のSuica履歴問題
- 2　情報漏えい問題と名簿業者への規制強化の必要
  例：ベネッセにおける個人情報漏えい問題
- 3　グローバル化と十分性認定
  EUデータ保護指令25条は、EU加盟国からの越境データ移転について、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができる（十分性認定）が、日本は未認定。

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

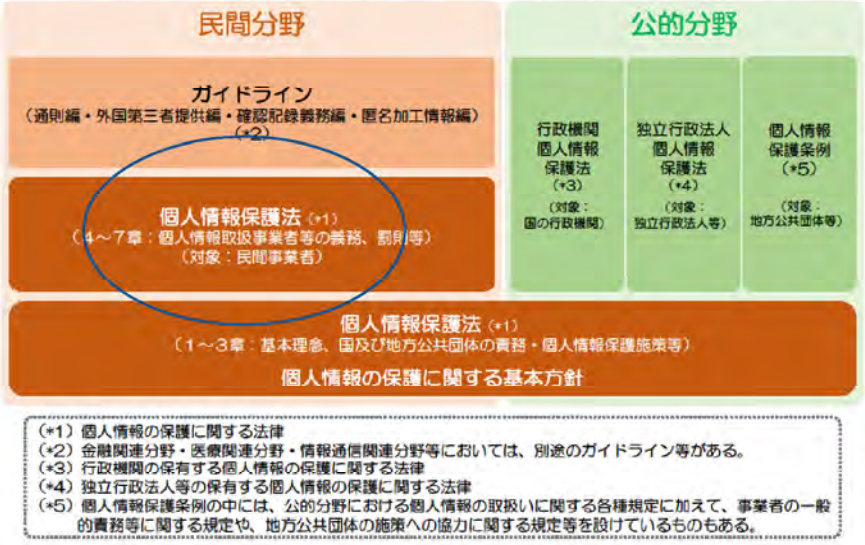

（*1）個人情報の保護に関する法律
（*2）金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。
（*3）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（*4）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
（*5）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

個人情報保護委員会「個人情報の利活用と保護に関するハンドブック」より引用

複雑な適用関係

- 民間部門
  →個人情報保護法
  例：私立大学の名簿作成配布に適用
- 国の行政部門
  →行政機関個人情報保護法
- 地方公共団体
  →地方公共団体の各個人情報保護条例
  例：県立高校の名簿作成配布に適用
- 国立大学や国立病院など
  →独立行政法人等個人情報保護法
  例：国立大学の名簿作成配布に適用

士業の守秘義務も保護法制の1つ

- 土地家屋調査士法第24の2(秘密保持の義務)

調査士又は調査士であつた者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

- 第71条の2(第12章　罰則)

第24条の2の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

- 土地家屋調査士倫理規程第8条

第1項「調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った事件について知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。」

第2項「調査士は、その業務に従事する者又は従事した者に対し、その者が業務上知り得た秘密を保持させなければならず、又は利用させてはならない。」

コンプライアンスとして

罰則(行政・刑事)の対象は、個人情報保護委員会の指導・勧告違反や個人情報データベース等不正提供罪が主であり、大半が努力義務にとどまる。ただし、違反により民事上の責任が生じ得るうえ、コンプライアンスとして重要であることに変わりない。

- 土地家屋調査士倫理規程第4条(法令等の精通、遵守)

調査士は、法令を遵守し、実務に精通するとともに、自ら研鑽し、資質の向上を図るように努める。

※土地家屋調査士法第25条(研修)、土地家屋調査士倫理規程第38条(資質の向上)

- 土地家屋調査士倫理規程第23条(事件記録の保管等)、第44条(収集資料の取扱い)

では、「個人情報保護法」って？

個人情報の保護に関する法律

- 第1条(目的)
- この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、**個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めること**により、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する**ことを目的とする。

では、「個人情報保護法」って？

個人情報の保護に関する法律

(改正前)

第1条(目的)

・・・個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、**個人情報の有用性**に配慮しつつ、**個人の権利利益を保護**することを目的とする。

(改正後)

第1条(目的)

・・・個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、**個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性**に配慮しつつ、**個人の権利利益を保護**することを目的とする。

では、「個人情報保護法」って？

①個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性（社会生活やビジネス等への活用）とのバランスを図るための法律

→ただし、文言からは、やはり個人の権利・利益の保護を最重要視する基本構造は変わらない。

②民間事業者の個人情報の取り扱いについて規定

※平成29年5月30日からは、すべての取扱事業者に適用。

では、「個人情報」って？

- 第二条（定義）　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二　個人識別符号が含まれるもの

では、「個人情報」って？

- 生存する個人に関する情報であって、
- 次のいずれかに該当するもの
- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

②個人識別符号が含まれるもの

個人識別符号：特定の個人を識別できるものとして政令及び規則に定められた文字、番号、記号その他の符号

では、「個人情報」って？

- 改正前：第2条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- 典型例：「氏名」、「生年月日と氏名の組合わせ」、「顔写真」
- 住所や電話番号も、電話帳やインターネットで公開されていたとしても「個人情報」となる。ただし、電話番号だけが書かれたメモが道に落ちていた場合など特定の個人を識別できないものについては、「個人情報」とはならない。
- 図書館が所蔵する本のタイトルは、「個人情報」にはならないが、「Aが借りた本のタイトル」となれば、「個人情報」となる。

生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

- 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

【個人情報に該当する事例】（個人情報保護法ガイドライン通則5頁）

- 事例 1）本人の氏名
- 事例 2）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位 又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- 事例　3）防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- 事例　4）本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

- 事例 5）特定の個人を識別できるメールアドレス（kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチ ロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）
- 事例　6）個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）
- 事例 7）官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

- ※死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。
- ※法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は 個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

では、「個人情報」って？

- 改正前：第2条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- 例：「氏名」、「生年月日と氏名の組合わせ」、「顔写真」等
- 改正後：「個人識別符号」（法2条2項を新設）

政府の説明は、定義の明確化（実質は拡大？）

「個人識別符号」とは

- 改正後：「個人識別符号」（法2条2項を新設）

政府の説明は、定義の明確化（実質は拡大？）

政令1条、規則2～4条、ガイドライン通則編

②特定の個人を識別できるものとして政令及び規則に定められた文字、番号、記号その他の符号

ⅰ特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

ⅱ個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

「個人識別符号」とは

- ｉ　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。
- 平成十五年政令第五百七号
- 個人情報の保護に関する法律施行令
- （個人識別符号）
- 第一条　個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
- 一　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト　指紋又は掌紋

「個人識別符号」とは

ｉ　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

- DNAデータ
- 顔認証データ
- 虹彩
- 声紋
- 歩行の態様
- 手指の静脈データ
- 指紋・掌紋

「個人識別符号」とは

ⅱ　個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

→サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

「個人識別符号」とは

平成十五年政令第五百七号
個人情報の保護に関する法律施行令
（個人識別符号）
第一条　個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
三　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
七　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
イ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証
ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
ハ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
八　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

「個人識別符号」とは

ii　個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

- 旅券の番号
- 基礎年金番号
- 運転免許証番号
- マイナンバー
- など公的な番号のみが対象となった。

「個人識別符号」とは

- 携帯電話の番号、通信端末ID、クレジットカード番号やポイントカード番号等も該当させるか検討されたものの、本人確認の確実性、法人番号と紛れるおそれ等の観点から見送られた。
- ただし、個人識別性があれば、②の個人識別符号ではなく、①の当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

として、「個人情報」（法2条1項1号）となることに注意。

では、土地家屋調査士が扱う情報は「個人情報」なの？

- ガイドラインで例に挙げられていた、顧客の氏名、生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、職業などについて本人の氏名を組み合わせた情報は、個人識別情報として、「個人情報」に該当する。
- したがって、個人情報取扱事業者として業務を行う以上、個人情報保護法への対応は必須。

では、土地家屋調査士が扱う情報は「個人情報」なの？

- でも、例えば、測量成果・数値情報は「個人情報」に該当するの？
- もう一度個人情報保護法第2条の「個人情報」の定義を思い出してみると・・・・。

では、土地家屋調査士が扱う情報は「個人情報」なの？

- 生存する個人に関する情報であって、
- 次のいずれかに該当するもの
- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

②個人識別符号が含まれるもの

では、土地家屋調査士が扱う情報は「個人情報」なの？

- 対象が生存していなければ、そもそも「個人情報」に該当しない。
- ※いわゆる「空き家」の数値情報は、「個人情報」に該当しない？

②個人識別符号は、限定列挙のため、政令、規則にも該当しない。

既に公開されている情報であっても、「個人情報」に該当しなくなるものでもない。

では、土地家屋調査士が扱う情報は「個人情報」なの？

- 測量成果・数値情報そのものは、単に地図情報・地形地物情報にすぎないから、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものではない。
- そうすると、測量成果・数値情報が他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることになりうるか？
- これを基準として判断していくしかないのではないか。

では、土地家屋調査士が扱う情報は「個人情報」なの？

- 事例7）で、「官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報」について、「個人情報」に該当するとされている。
- 不動産（土地又は建物）の物理的な状況を正確に把握するためにする調査・測量の際、不動産登記や住宅地図から取得した氏名や住所等を取得しつつ行うことになるため、結局は、全体として「個人情報」として扱っていくのが相当ではないか。
- ※いわゆる「空き家」（所有者不明）に対する調査・測量は、「個人情報」の取得とはいえないのではないか（あくまで私見）。

事業者が守るべき4つのルール

- ①取得・利用
- ②保管
- ③提供
- ④開示請求等への対応

事業者が守るべき4つのルール

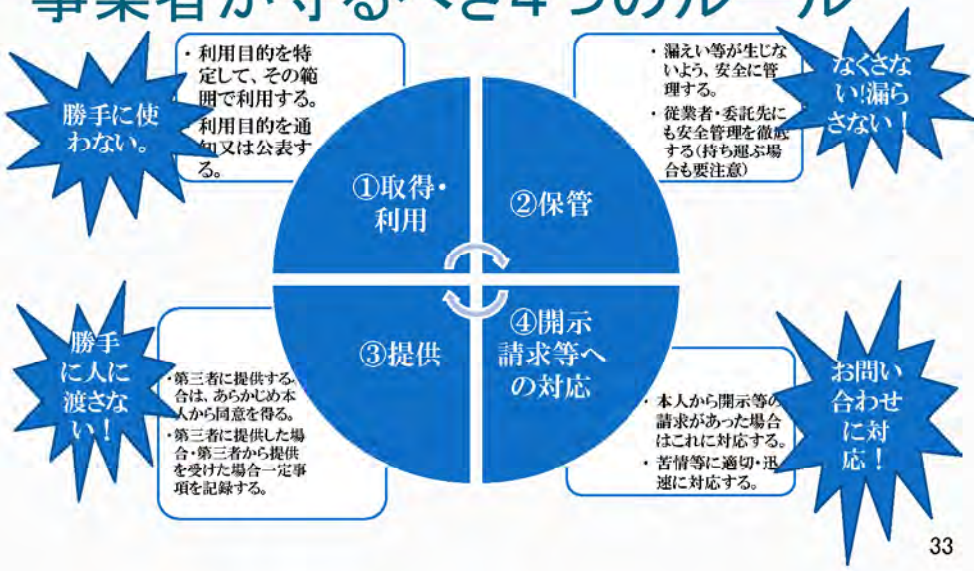

①個人情報を取得する時のルール

- 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

→個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要がある。

個人情報を取得するときは、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭（事務所の受付付近等）での掲示などで公表する必要がある。

ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はない。

（例：配送伝票に客が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか。）

①個人情報を取得する時のルール

- 個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要がある。

どの程度？

⇓

個人情報保護法15条1項「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。」

「できる限り特定」するとは？

- 「できる限り特定」するとは、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが一般に認識可能なように、できるだけ明確にすることを求める趣旨である。したがって、「できる限り」とは、抽象的・一般的な形で特定することを必ずしも否定するものではないし、個別具体的な利用目的をすべて網羅すべきとの趣旨でもない。個別の利用を類型化してまとめあげる等により、個々具体的な利用目的が当該利用目的の内か外かを判断できる程度に、可能な限り明確にすることを求めているものである。（「個人情報保護法の解説≪第二次改訂版≫」園部逸夫・藤原靜雄編）

「できる限り特定」するとは？

- 例えば、株式会社定款等に規定されている事業内容に照らして、個人情報が具体的にどのように取り扱われることとなるのかが、個人情報の本人から一般的かつ合理的に想定できる程度に明確であることが望ましい。（「個人情報保護法の解説≪第二次改訂版≫」園部逸夫・藤原靜雄編）
- より具体的には・・・・。

「できる限り特定」するとは？

- 良い例：事業者が商品の販売に伴い、個人から氏名・住所・メールアドレス等を取得するに当たり、「○○事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」等の利用目的を明示している場合。
- 良い例：「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」
- 悪い例：「お客様のサービス向上のため」、「事業活動に用いるため」、「マーケティング活動に用いるため」等

「できる限り特定」するとは？

- 利用目的の特定に当たり、「○○事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい（個人情報ガイドライン（通則編）26頁～27頁）。
- では・・・。例えば自己のHPで、
- 「土地家屋調査士業務のために利用する。」

と記載したことで利用目的が特定されたといえるか？

「できる限り特定」するとは？

- 利用目的が著しく具体性を欠く場合には、本条の規定を遵守していないこととなり、法第41条に規定する個人情報保護委員会による助言等を通じて、その是正が求められることもあり得る。

「できる限り特定」するとは？

- （私見）
- 「表題登記・測量に関する受託業務に関し必要な範囲」
- 「境界管理に必要な範囲」といった、業務の内容の記載を行うのが望ましい。
- ※土地家屋調査士法第3条参照

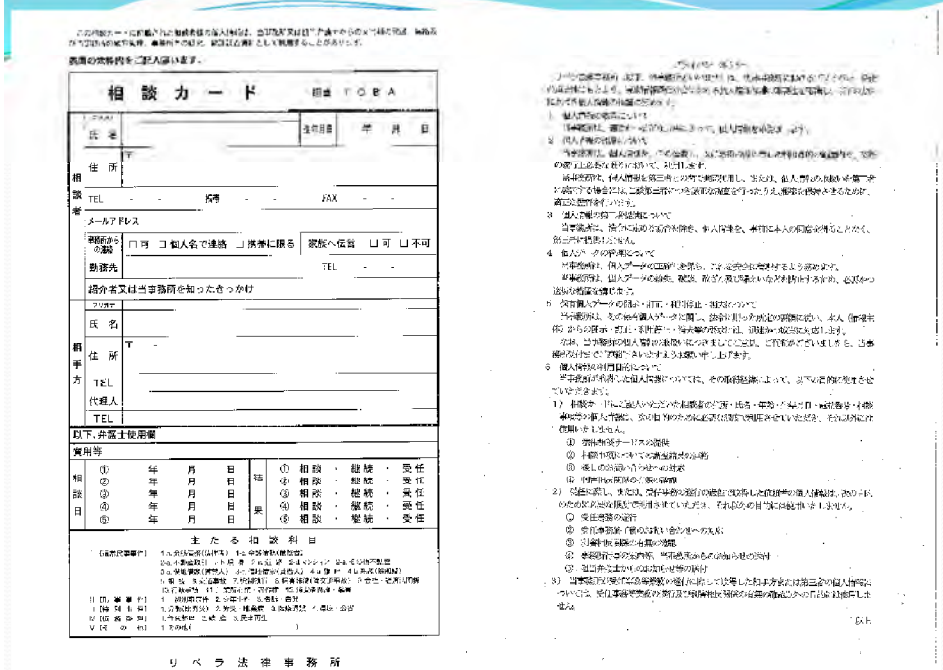
相談カード

相談者

相手方

以下、弁護士使用欄

実用等

主たる相談利目

リベラ法律事務所

- 当事務所が取得した個人情報については、その取得経緯によって、以下の目的に使用させていただきます。
- 1）相談カードにご記入いただいた相談者の住所・氏名・年齢・生年月日・電話番号・相談事項等の個人情報は、次の目的のために必要な限度で利用させていただき、それ以外には使用いたしません。
- ① 法律相談サービスの提供
- ② 相談事項についての調査結果の連絡
- ③ 後日のお問い合わせへの対応
- ④ 利害相反関係の有無の確認

- 2)受任に際し、または、受任事務の遂行の過程で取得した依頼者の個人情報は、次の目的のために必要な限度で利用させていただき、それ以外の目的には使用いたしません。
- ① 受任事務の遂行
- ② 受任事務終了後のお問い合わせへの対応
- ③ 利害関係相反関係の有無の確認
- ④ 事務所行事の案内等、当事務所からのお知らせの送付
- ⑤ 担当弁護士からのお知らせ等の送付

「特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭(事務所の受付付近等)での掲示などで公表する」とは？

- 個人情報保護法18条1項「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。」
- 2項「個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合は、この限りでない。」

「特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭(事務所の受付付近等)での掲示などで公表する」とは？

- 利用目的の通知・公表方法は、特に明文の定めはない。
- 「通知」であれば、本人に口頭・書面・メール等で通知することが考えられ、公表であれば、HPの分かりやすい場所や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載等が考えられる。
- なお、利用目的に対して同意を取るまでの義務はない。

「特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭(事務所の受付付近等)での掲示などで公表する」とは？

- 法18条2項の典型例は、商品のサービスの申込書、アンケート調査票、懸賞の応募はがき等に個人情報の記載を求める場合である。
- 法18条1項は、個人情報を取得した場合、あらかじめの公表がなくても速やかに通知または公表すれば足りるが、2項は、あらかじめ本人に利用目的を明示する必要があるとされる。
- 契約書や電子商取引を通じて入手した個人情報については、データベース化される可能性が高く、個人情報の流通に伴う危険が大きいため、取得段階における本人の慎重な判断の機会を確保する必要があるから。

「特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭（事務所の受付付近等）での掲示などで公表する」とは？

- ただ、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法18条4項4号）には、取得に際しての利用目的の通知等は不要とされており、通常業務の依頼を受ける際の契約締結時には、利用の目的が契約の履行である場合であり、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」といえる。典型例：宅配サービス申込書への記入。
- したがって、契約（例：土地家屋調査士業務の委託契約）の際に改めて利用目的を「明示」する必要はないといえる。

48

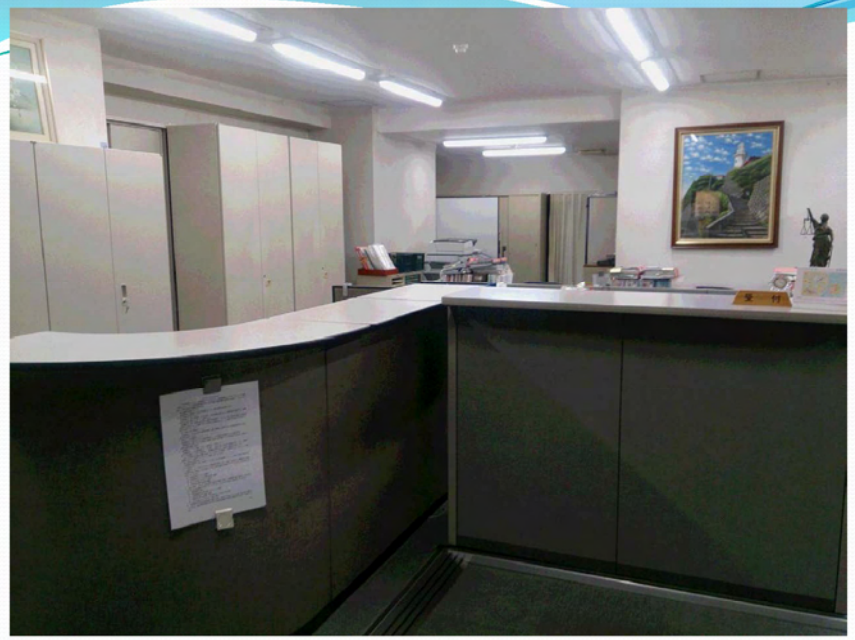

49



50

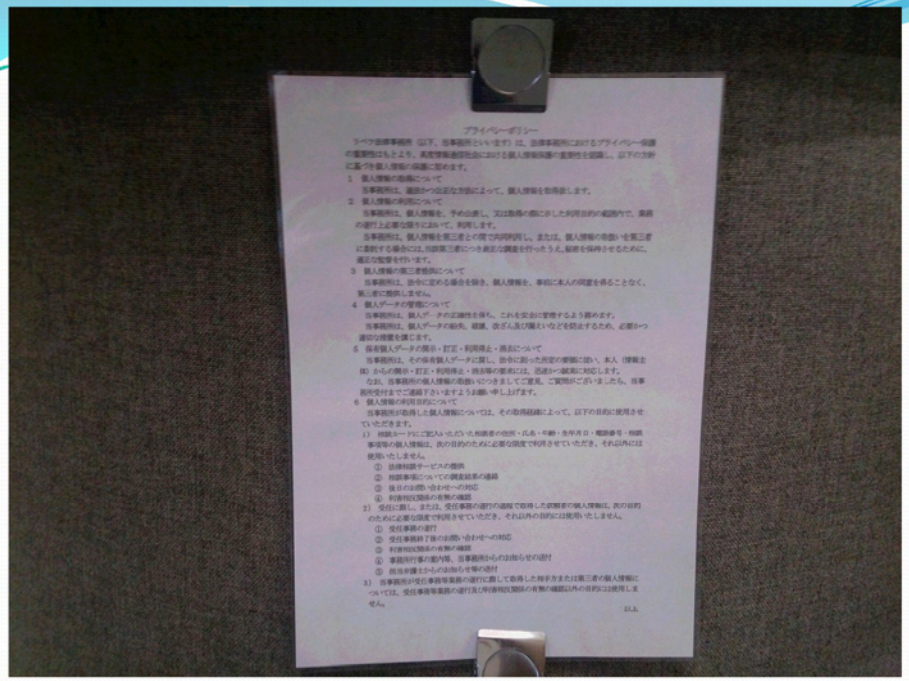

プライバシーポリシー

51

- 「この相談カードに記載された相談者様の個人情報は、当事務所又は担当弁護士からの文書類の発送、連絡及び当事務所の顧客管理、事務所内の研究、統計調査資料として利用することがあります。」
- 相談業務・受任業務との関連性が薄いとも思われるため。

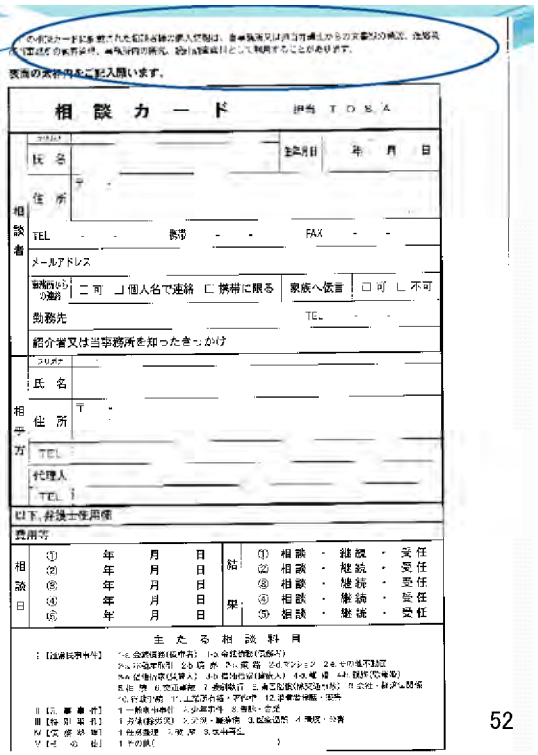

①個人情報を利用する時のルール

- 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

→取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要がある。

例：商品を配送するためだけに取得した客の住所を使って、自社の商品の宣伝を行う×

→そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで本人に伝える必要がある。

法18条3項「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。」

①個人情報を利用する時のルール

- 既に取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。法16条1項「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」
- また、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予想し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表することで可能であるが、この範囲を超える場合には、本人の同意が必要となる。

①個人情報を取得・利用する時のルール

- まとめ
- 利用目的を特定して、その範囲で利用する。
- 利用目的を通知又は公表（ないしは、本人が知り得る状態に）する。
- ※要配慮個人情報（人種・信条・病歴等）を含む情報を取得する際には、原則として本人の事前同意が必要（個人情報保護法2条3号）。

①個人情報を取得・利用する時のルール

個人情報を日常的に取得する個人情報取扱事業者においては、個人情報を取得する度に通知等の対応をすることが煩瑣であり、個人情報の利用目的を事前に公表（ないしは本人が知り得る状態に）することが実務的。

そこで・・・。

「プライバシーポリシー」の策定、公表を。

②個人情報を保管する時のルール

法20条「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要がある。

例：電子ファイルであればパスワードを設定する。

ウィルス対策をソフトを使用する。

紙媒体であれば、施錠できるところに保管する。

※「個人データ」とは？

個人情報：氏名、生年月日など、生存する個人を識別することができる情報の全て。

個人データ（法2条6項）：「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいい、一定の方式により検索可能な状態になっているもの。

→個人情報をコンピュータ等で容易に検索ですることができるように体系的に構成したもの。

紙媒体でも該当する。

以降の保管、提供、開示を求められた場面では、「個人データ」の取扱の規定である。

②個人情報を保管する時のルール

- 取得した個人情報は安全に管理する。

法20条「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要がある。

例：電子ファイルであればパスワードを設定する。

ウィルス対策をソフトを使用する。

紙媒体であれば、施錠できるところに保管する。

②個人情報を保管する時のルール

- 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

法21条「個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」

従業員が事業者の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、従業員教育を行う必要がある。

悪い例：従業員が個人で安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合

悪い例：内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体が繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合

②個人情報を保管する時のルール

※個人情報保護法ガイドライン（通則編）86頁以下、「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」 6項目に分類し例示

1　基本方針を策定（義務ではない。）

2　個人データの取扱いに係る規律を整備（取得、利用、保管の基本的な取扱方法を整備）

3　組織的安全管理措置（責任者の明確化、問題の報告連絡体制等）

4　人的安全管理措置（従業員の監督、教育）

5　物理的安全管理措置（管理区域の設定、機器の紛失盗難防止等）

6　技術的安全管理措置（不正アクセス等の防止等）

③個人情報を提供する時のルール

- ｉ 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になる。
- 法23条1項柱書「個人情報取扱事業者は、・・・あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」
- ※本人の同意を得る方法は、特に定めはなく、口頭・書面で同意を得る方法のほか、HPで同意欄にチェックさせる方法も可。

③個人情報を提供する時のルール

- ただし、以下の場合には、本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができる。

- 法令に基づく場合
- 人の生命・身体・財産の保護に必要かつ本人の同意取得が困難
- 公衆衛生・児童の健全育成に必要かつ、本人の同意取得が困難
- 国の機関等の法令の定める事務への協力
- 委託、事業承継、共同利用等

③個人情報を提供する時のルール

- 法令に基づく場合（法23条1項1号）
- 例：警察、裁判所、税務署等からの照会
- 人の生命・身体・財産の保護に必要かつ本人の同意取得が困難（法23条1項2号）
- 例：本人が意識不明になったために家族の連絡先等に関する情報を医療機関に提供する場合
- 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要かつ、本人の同意取得が困難（法23条1項3号）
- 例：疫学調査、医療事故、児童虐待防止、児童の不登校問題に対処するための取り組み等
- 国の機関等の法令の定める事務への協力（法23条1項4号）
- 例：税務職員の任意調査、統計調査等

③個人情報を提供する時のルール

- 委託（法23条5項1号）

例：顧客情報等の個人データの編集等の情報処理作業の外部委託の場面

例：百貨店が注文を受けた商品配送のために宅配業者に客の氏名、住所を渡す場合

※個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる（法22条）

「個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督をおこなわなければならない。」

③個人情報を提供する時のルール

「個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督をおこなわなければならない。」（法22条）

趣旨は、個人情報取扱事業者が個人データの取扱いを他の者に委託する場合に、当該個人情報取扱事業者がその委託先に対して必要かつ適切な監督を行うべきことを定めるものである。

③個人情報を提供する時のルール

- 事業承継（法23条5項2号）

例：合併、営業譲渡、分社化等

※譲渡後も個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない（法16条2項）

③個人情報を提供する時のルール

- 共同利用等（法23条5項3号）「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」
- →本人との関係で不透明な状態にあるといえないため、第三者提供には該当しないこととした。
- 例：観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合。

③個人情報を提供する時のルール

- ただし、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- したがって、単に「○○グループ」、「当社と利用契約を締結した会社」と記載するのみでは、一般人に共同利用者の範囲が明確であるとはいえない（「個人情報保護法の逐条解説第6版」宇賀克也　180頁）。
- 例：「取得した登記記録を、委任目的達成のために当事務所と協業関係にある、東海地区に所在する弁護士事務所、司法書士事務所間で共同して利用」で足りるか？

③個人情報を提供する時のルール

- ii　第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する（法25条）。
- 基本的な記録事項は、以下のとおり（保管期間は原則3年）。
- （提供した場合）「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか？
- （提供された場合）「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか？
- ＋「相手方の取得経緯」

③個人情報を提供する時のルール

- ii　第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する（法25条）。
- ただし、本規定は、個人データの不正な流通の防止が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して、例外規定がある。

③個人情報を提供する時のルール

- 本規定は、2014年7月に発覚した大手通信教育会社からの個人データ大量漏えい事件が発端で制定。
- 顧客データベースに係る情報システムの保守管理を行っていた再委託先の企業の派遣社員（システム・エンジニア）が、同データベースから顧客情報を不正にコピーして名簿業者に売却した事件。
- この事案では、不正競争防止法違反で立件されたが、捜査当局ですら、複数の名簿業者の間でいかに個人データが移転したかをトレースすることが困難であった。
- この教訓を踏まえて、個人データの移転についてトレーサビリティを確保するため、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを移転した場合に、記録の作成を義務づけることにしたものである。
- →個人データの不正な流通の防止が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して、例外規定がある。

③個人情報を提供する時のルール

- 記録作成義務が生じるのは、「個人データ」を提供する場合であり、個人データでない「個人情報」、たとえば、体系的に整理されていない名刺に記載されている個人情報を提供する場合には、記録作成義務は生じない。
- 国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人に提供する場合には、適用されない（その後の個人データの移転が不明確になることが想定し難いから。）。→したがって、法務局への提供の際に記録作成義務は生じない。

③個人情報を提供する時のルール

- 例外：個人情報保護法ガイドライン（確認記録義務編）7頁～
- 本人による提供

例：SNS上で、投稿者のプロフィール、投稿内容等を取得する場合。

- 本人に代わって提供

例：取引先・契約者から、専門業者・弁護士等の紹介を求められ、専門業者・弁護士等のリストから紹介を行う場合。

例：保険会社が事故車の修理手配をする際に、本人が選択した提携修理工場に当該本人に係る情報を提供する場合。

③個人情報を提供する時のルール

- 例外：個人情報保護法ガイドライン（確認記録義務編）7頁～

本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合

例：金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合。

- 提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して提供を行う事例

例：振込依頼人の法人が、受取人の口座に振り込むため、個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合

④個人情報を開示するよう求められた時のルール

- 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。
- 保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、対応しなければならない。

※一時的に保有しているにすぎない個人情報や他の事業者からデータ編集作業のみを委託されて取り扱っているだけの個人情報は対応は不要

- その個人情報の利用目的を問われた場合には、しっかりと答えられるようにしておく。

④個人情報を開示するよう求められた時のルール

- その個人情報の利用目的を問われた場合には、しっかりと答えられるようにしておく。

以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く必要がある（例：HP公表、事業所での掲示等、又はこれらを行わなくても、問合せに対して遅滞なく回答ができれば可）。

①事業者の名称

②利用目的

③請求手続

④苦情申出先

⑤加入している認定団体個人情報保護団体の名称（加入している場合のみ）・苦情申出先



ご静聴ありがとうございました。

資　料　Ａ　土地家屋調査士法

第二条（職責）土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第三条（業務）　調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一　不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量

二　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

三　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成

四　筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五　筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六　前各号に掲げる事務についての相談

七　土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

八　前号に掲げる事務についての相談

２　前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。

一　民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二　前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三　土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員であること。

３　法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

一　研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。

二　研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三　研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

４　法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

５　調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第二四条の二（秘密保持の義務）調査士又は調査士であつた者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

第二五条（研修）調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。《追加》平14法033

２　調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の

調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

第七一条の二（第十一章　罰則）　第二十四条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。《追加》平17法029

２　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

Ｂ　土地家屋調査士倫理規程

第4 条（法令等の精通、遵守）調査士は、法令を遵守し、実務に精通するとともに、自ら研鑽し、資質の向上を図るように 努める。

第8 条（秘密保持の義務）調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った事件 について知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

２　調査士は、その業務に従事する者又は従事した者に対し、その者が業務上知り得た秘密を保持させなければならず、又は利用させてはならない。

第 17 条（従事者に対する指導監督）調査士は、常に、補助者その他業務に従事する者の業務について指導監督を行わなければならない。

２　調査士は、補助者その他業務に従事する者に、その業務を包括的に行わせてはならない。

第 23 条（事件記録の保管等）調査士は、事件の内容、受領した金員、書類その他特に留意すべき事項について、記録を作 成し、保存しなければならない。

２　事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15　年法律第　57　号）及び法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン（平成 16 年 10 月 29 日法務省告示第 531 号）を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報が保護されるように注意しなければならない。

第 36 条（規律の遵守）調査士は、所属する土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会等」 という。）の会則その他の規律を遵守しなければならない。

第 38 条（資質の向上）調査士は、自ら研鑽するとともに、調査士会等が実施する研修を受け、資質の向上を図るように努めなければならない。

第 44 条（収集資料の取扱い）調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律（平成　15　年法律第　57　号）及び法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン（平成 16 年 10 月 29 日法務省告示第531 号）等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。

Ｃ　個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

（目的）

第一条　この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二　個人識別符号が含まれるもの

２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
３　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
４　この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
５　この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一　国の機関
二　地方公共団体
三　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
６　この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
７　この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
８　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
９　この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
一　第一項第一号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
二　第一項第二号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
１０　この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（基本理念）

第三条　個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

（利用目的の特定）

第十五条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」とい

う。）をできる限り特定しなければならない。
　２　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的による制限）
第十六条　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
　２　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
　３　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（取得に際しての利用目的の通知等）
第十八条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
　２　個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
　３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
　４　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
（安全管理措置）
第二十条　個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
（従業者の監督）
第二十一条　個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
（委託先の監督）
第二十二条　個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
（第三者提供の制限）
第二十三条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると

き。
三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
２　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
一　第三者への提供を利用目的とすること。
二　第三者に提供される個人データの項目
三　第三者への提供の手段又は方法
四　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
３　個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
４　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
三　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
５　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

平成十五年政令第五百七号

Ｄ　個人情報の保護に関する法律施行令

（個人識別符号）
第一条　個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列
ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
ト　指紋又は掌紋
二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
三　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

Ｅ　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符 号）

第４条　令第１条第８号の 個人情報保護委員会規則 で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一　健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第１項及び第２項の被保険者証の記号 、番号及び保険者番号

二　健康保険法施行規則第52条第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

三　船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第５号）第35条第１項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

四　船員保険法施行規則第 41条第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

五　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府 の発行したものを除く。）の番号

六出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号

七　私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第 28号）第１条の７の加入者証の加入者番号

八　私立学校教職員共済法施行規則第３条第１項の加入者被扶養者証の加入者番号

九　私立学校教職員共 済法 施行規則第３条の２第１項の高齢受給者証の加入者番号

十　国民健康保険法施行規則（昭和 33年厚生省令第53号）第７条の４第１項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十一　国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十二　国家公務員共済組合法施行規則第95条第１項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十三　国家公務員共済組合法施行規則第95条の２第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十四　国家公務員共済組合法施行規則第127条の２第１項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十五　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第１号）第93条第２項の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十六　地方公務員等共済組合法施行規程第100条第１項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七　地方公務員等共済組合法施行規程第100条の２第１項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十八　地方公務員等共済組合法施行規程第176条第２項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号､番号及び保険者番号

十九　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

二十　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 ３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

巻末資料 中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト

分　類	No	チェック項目	ポイント	関　連 ページ
取得・ 利　用	1 ☐	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	目的は具体的に。 ○「新商品のご案内の送付のため」 ×「当社の事業のため」	P4
	2 ☐	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	取得の状況からみて利用目的が明らかなら、通知・公表は不要。	P4
保　管	3 ☐	（組織的安全管理措置） 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	個人情報の保管場所や漏えい発生時の社内の報告先は決まってますか？	P5・6
	4 ☐	（人的安全管理措置・従業者監督） 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？	P5・6
	5 ☐	（物理的安全管理措置） 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？	不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。	P5・6
	6 ☐	（技術的安全管理措置） パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？	ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。	P5・7
	7 ☐	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	委託先にも安全管理を徹底してもらうということ。	P5
提　供	8 ☐	本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には同意不要。	P7
	9 ☐	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には記録不要。	P7・8
開　示 請求等	10 ☐	本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	開示等の請求に対応する人は決まっていますか？	P9

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうか確認する際の参考に作成したものです。個人情報保護法のルールの詳細は、本シンプルレッスンの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

土地家屋調査士　プライバシーポリシー（案）

文責　弁護士小貫陽介

〇〇（以下、「当事務所」といいます。）は、以下の個人情報の取扱いに関する方針（以下「本指針」といいます。）に基づき個人情報保護に務めます。

なお、本文中の用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及び関連法令によります。

１　関連法令・ガイドライン等の遵守

当事務所では、個人情報保護法その他の関係法令、個人情報保護委員会の定めるガイドライン等及び本指針を遵守し、個人情報を適法かつ適正に取扱います。

２　個人情報の取得について

当事務所は、顧客の個人情報を適法かつ適正な手段により取得します。

３　個人情報の利用目的について

当事務所は、顧客の個人情報について、以下の利用目的の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で利用し、本人の同意がある場合又は法令で認められている場合を除き、他の目的で利用しません。

（１）以下の各土地家屋調査士の業務に必要な範囲。

ア　不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量

イ　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

ウ　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について

エ　法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

オ　筆界特定の手続についての代理

カ　筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提出する書類又は電磁的記録の作成

キ　前各号に掲げる事務についての相談

ク　土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であって当該紛争を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

ケ　前号に掲げる相談　（ク.ケ.においては紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な研修を終了し、かつ必要な能力を有すると認定された調査士（ADR 認定調査士）のみ）

（２）その他

当事務所の事業活動や契約の実現とともに、下記の目的で利用させていただきます。

ア　顧客からのご意見・ご感想をいただくため

イ　顧客からのお問い合わせや資料請求などに対応するため

ウ　各種イベント・セミナーなどの案内のため

エ　電子メール配信サービスや刊行物などの発送のため

オ　会計監査上の確認作業のため

カ　年賀状、暑中見舞等時節のご挨拶状の発送のため

キ　その他当事務所の事業に付帯・関連する事項のため

４　個人データの委託

当事務所は、業務を円滑に進め顧客により良いサービスを提供するため、顧客の個人データの取扱いを協力会社に委託する場合があります。ただし、委託する個人情報は、委託する業務を遂行するために必要最小限の情報に限定するものとします。

また、委託先には適切な安全管理措置を講じている協力会社を選定し、委託契約締結及び必要かつ適切な監督により個人情報を適切に管理させます。

５　個人情報の共同利用について

当事務所は、顧客の個人情報を次のとおり共同利用させていただきます。

（１）個人情報の項目

顧客の住所・氏名・郵便番号・電話番号・ＦＡＸ番号・メールアドレス・〇〇など

（２）共同利用者の範囲

〇〇司法書士事務所

（３）利用目的

上記３の「個人情報の利用目的について」と同じ。

６　個人情報の第三者提供について

当事務所は、顧客のご本人の事前同意がある場合又は法令で認められている場合を除き、顧客の個人データを第三

者（委託先を除く）に提供いたしません。

7　個人データの管理について

（１）データ内容の正確性の確保

当事務所は、顧客の個人データにつき、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは当該個人データを消去するよう努めます。

（２）安全管理措置

当事務所は、顧客の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

（３）従業者の監督

当事務所は、顧客の個人データを従業者に取り扱わせるに当たっては、個人情報の適切な取扱いを周知徹底するとともに適正な教育を行い、必要かつ適切な監督を行います。

（４）委託先の監督

当事務所は、顧客の個人データの取扱いを委託する場合には、委託先には適切な安全管理措置を講じている協力会社を選定し、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

8　保有個人データの開示・訂正・利用停止・消去について

（１）顧客から保有個人データの利用目的の通知の求めがあったがあったときは、次の場合を除き、遅滞なく通知いたします。

ア　顧客ご本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

イ　顧客ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

ウ　当事者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

エ　国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（２）顧客ご本人または代理人から保有個人データの開示の求めがあった場合には、次の場合を除き、遅滞なく通知いたします。

ア　顧客ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ　当事務所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ウ　法令に違反することになる場合

（３）顧客ご本人または代理人から保有データの訂正、追加、削除の求めがあった場合には、遅滞なく調査を行い、結果に基づき適正な対応を行います。

（４）顧客ご本人または代理人から保有個人データの利用の停止または消去の求めがあった場合に、求めに理由があったことが判明したときは、適正な対応を行います。

（５）前４項の求めの場合には、当事務所所定の請求書をご記入のうえ、請求書記載の書類とあわせて下記の当事務所窓口までご送付ください。顧客からご提供いただいた個人情報は、顧客からの求めに対応する目的で使用し、厳重に保管します。

請求書及び添付書類については、返送はいたしませんので、ご了承ください。

また、開示請求に伴う措置の実施に際し、所定の手数料（〇円　例：１０００円　参考：行政文書１件につき３００円）を徴収させていただきます。

9　個人情報管理責任者・相談窓口

対応窓口の名称　　〇〇事務所

対応窓口の連絡先　　三重県〇〇市〇〇町〇〇

〇〇事務所

電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

対応窓口の受付時間　９時～１７時（ただし、土・日・祝日及び当事務所休業日を除く。）

10　本指針の改定について

当事務所は、本指針の内容を適宜見直し、必要に応じて変更することがあります。その場合、改定版の公表の日から変更後の本指針が適用されることになります。

制定　　２０１８年９月〇日

最終改定　２０１〇年〇月〇日